

Keyword: 「いじめ」「悩み」「被害者」「人権問題」「小学生」

1. 研究の背景

「いじめ」という概念は、世界中の人権問題の根源であり、共通するものだと考えた。そこでいじめの心理を追究することによって、世界中の人権問題の解決にも視野を広げられると考えた。「いじめ」の定義としては、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な苦痛を感じているもの」(文部科学省, 2013)があるが、世界中の人権問題の例として、人種差別、女性差別、部落差別などが挙げられる。これらの人権問題は、いじめの定義と照らし合わせてみると、いじめの規模が、学校などの小さなコミュニティ間から文化圏を通じた大きなコミュニティ間に発展しただけで、思想観念そのものは同一のものとして考えることができる。したがって、一つの学校単位で起きている「いじめ」を研究し、その動機、原因、心理、解決策などを導き出すことで、規模の大きな人権問題にも適応することができ、それらの解決にもつなげることができるのではないだろうか。

2. 先行研究の検討

いじめを解決するために、いじめの現状や共通点を見つける必要がある。まず、いじめの典型的なパターンにはどのようなものがあるのだろうか。

汚いもの扱い、バイ菌扱いは、最もよくあるいじめのパターンである。このケースを見ると、「普通は教師が気づくだろう、気づかないのは怠慢だ」と親は思うかもしれない。けれど、このいじめも実に巧みに教師に隠されながら行われる。この「汚いもの扱い」で「汚い」「臭い」など言われ続けた子は、「自分は本当に臭いのではないか」「汚いのではないか」と思い始め、この延長で自己臭恐怖症や醜形恐怖症となってしまう子もいる。(山脇, 2006, p77)

これらの例から、いじめによって子供が自殺をするのは、その子自身の問題ではなく、現実のいじめやいじめを隠して生活していくことがどれほど残酷であるかを物語っている。また、子供だからといってその残酷さを大人である教師や親が現実問題として認識していない点や、それを認識させないほどに巧妙な手口でいじめが行われているのだということを私たちが理解する必要がある。例にあるように、被害者はいじめの事実を教師や親に相談することができない。なおかつ、他の子供たちも次は自分がいじめの標的になるのではないかという不安から、いじめに同調したり見て見ぬふりをするしかできない。したがって、被害者を守るという保護の観点からみると、「我が子がいじめにあっているかもしれない、と感じた時、最初にやるべきことは、学校を休ませることである」(山脇由紀子 同書 p102)とあるように、親が我が子の少しの異変にも気づけるようにしておくことが大事である。そのため、いじめが深刻化している要因の一つに、被害者が誰にも相談できないことにあるという仮説をもとに研究活動を行った。

3. 独自研究

被害者を守る保護の観点について研究を深めるために、小学生から高校生まで114人を対象に、いじめの実態についてGoogleフォームでアンケート調査を行った。具体的な項目として、過去または現在、「いじめられたことがあるか」「いじめたことがあるか」の2つに分けて実施した。

まず、一つ目の「いじめられたことがあるか」に対しては114人中32人(28%)が「ある」と回答した。その中でいじめ被害者が相談した人について調査した結果、その内訳が、32人中15人(46.8%)が相談できなかった、13人(40.6%)が両親、11人(34.3%)が教師、7人(21.8%)が友

達、2人(6.1%)が兄弟姉妹であった。つまり、いじめ被害者のうち、約半数が両親や教師などに相談できていることに対して、他の半数は誰にも相談できていないということがわかる。

次に、二つ目の「いじめたことがあるか」に対しては114人中13人(11.4%)が「ある」と回答した。その中で、加害者の心境について調査した結果、13人中6人(46.1%)が「軽くいじったつもりが本人にとってはいじめだった」、2人(15.3%)が「やられたからやり返した」、2人(15.3%)が「楽しいからいじめた」、1人(7.6%)が「ムカつくからいじめた」と回答した。いじめ加害者の中でも約半数がいじめとは自覚できずにいるが、そのほかの加害者に関しては自覚していじめていたという傾向が示された。

これらの結果から、現在までに確認されたいじめ件数の倍近くが本来のいじめ件数に近似すると推測できる。また、いじめを深刻化させる要因として、被害者が誰にも相談できないことと、周囲の人間が気づいていても関われないことで、親や教師によるいじめ発覚が難しい上、いじめが発覚しないことにより、いじめがエスカレートしていくことが現代のいじめとしての例であり、いじめを深刻化させる要因だと考えることができる。

そこで、被害者を守る観点について考えると、最も重要なことは、周囲の人間が気づいてあげることだと考えた。よって私は「学校行事に来ないでほしいという」「無理に明るく振る舞っているように見える」「学校のプリント、連絡帳などを出さなくなった」などを記したいじめに気づくためのチェックシートを作成し、アンケート結果から被害者が最も相談していた、両親に向けて少人数にチェックシートを共有した。また、アンケート結果から分かることとして、調査人数114人に対し、いじめ経験者が32人であったことから、学校のクラス人数を40人と設定すると、11.2人がいじめを経験しており、そのうち5.2人が誰にもいじめを相談できない計算になる。つまり、40人学級のうち5人は誰にも相談できない悩みを抱えている可能性があり、私たちのクラスもいじめ以外でも、誰にも相談できない深刻な悩みを抱えている人がいるかもしれないことがわかる。したがって、このことから周囲の人間が気づいてあげることが、被害者を守る保護の観点において重要となる。

4. 結論と今後の課題

被害者を守る保護の観点に焦点を置いた今回の研究では、いじめ被害者の約半数が他人に自ら相談することが難しいという傾向が示された。そこで、周囲の人間が気づいてあげられるように、いじめに気づくためのチェックシートを共有するなどの活動を行った。また、40人学級のクラスの中の約5人がいじめとまではいかなくとも、誰にも相談できない悩みを抱えているという気づきを得たため、自らの視野を広げ、手を差し伸べられるようにすることも、いじめやその他の悩みを解決する上で重要になることがわかった。今後の課題としては、いじめをなくすという根本解決の観点について調査を行うことが今後の課題であると考えられる。例えばアンケート結果から、「軽くいじったつもりが、本人にとってはいじめだった」と回答した人が半数以上であったことと、被害者を助けたかったが勇気がなかった人も半数以上いたことから、彼らの認識を変えることによって、いじめの件数が大幅に減ることが予測できる。反省点としては、いじめに気づくためのチェックリストを少人数にしか共有できなかったことにあり、どうすればいじめに気づくことができるか留意することで、さらなる調査が進み、共有がスムーズにできると考える。

参考文献

新保真紀子「いじめを超えて一生徒にラブレターを書こうー」部落解放研究所 1997 p40
山脇由紀子「教室の悪魔 見えない『いじめ』を解決するために」ポプラ社 2006 p77
文部科学省「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号